

天野育英会会則施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、天野育英会会則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の資格)

第2条 本会が奨学金を給与する奨学生は、高等学校、高等専門学校及び大学に入学しようとする者で、経済的理由により進学の目的を達することのできない者とする。

(奨学生の種類)

第3条 奨学生の種類は、次のとおりとする。

(1) 高等学校又は高等専門学校へ入学する奨学生

(2) 大学へ入学する奨学生

(奨学金の額)

第4条 奨学金として給与する入学支援金の金額は、次の区分による。

(1) 高等学校又は高等専門学校の奨学生 200,000円

(2) 大学生の奨学生 300,000円

(給与の回数)

第5条 奨学金を給与する回数は、初年度の1回限りとする。

(出願受給手続)

第6条 奨学生を志望しようとする者は、奨学生願書に在学学校長の推薦調書を添付のうえ提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第7条 奨学生の採用は、奨学生選定委員会において選考し、理事会の同意を得て理事長が決定する。

(奨学金の停止等)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その給与を停止又は廃止することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき。

(2) 出願者が奨学金の給付を受ける前に死亡したとき。

(3) 出願者が奨学金の給付を辞退したとき。

(4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。

(5) 奨学生が給付後に奨学金を辞退したとき。

(6) その他奨学生としての資格を欠き、又は本規程に違反したとき。

(不当取得の返還)

第9条 理事長は、奨学生が前条第1号、第5号及び第6号の規定により奨学金を給与されたときは、奨学金の額の全部又は一部について、返還させることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な諸様式及び事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。